

厚生労働省告示第三百五十五号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第二項の規定に基づき、労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準（平成十年労働省告示第百五十四号）の一部を次のように改正し、平成十六年四月一日から適用する。

平成十五年十月二十二日

厚生労働大臣 坂口 力

第三条中「特別の事情」の下に「（臨時的なものに限る。）」を加える。